

愛媛県伊予警察署協議会会議録
(令和7年度第3回)

日時	令和8年1月28日(水曜日)午後1時55分から午後4時05分までの間				
出席者	<p>1 警察署協議会委員 会長以下6人</p> <p>2 警察署 署長以下10人</p>				
議 事 概 要	<p>1 会長挨拶 前回の諮問・答申につき、委員の意見が少しでも参考になっていれば幸いである。</p> <p>2 署長挨拶 刑法犯の認知件数が増加するなど管内情勢は厳しいが、署員一丸となって各種対策を講じている。委員の皆様からは忌憚のない御意見をいただきたい。</p> <p>3 業務推進結果の報告・業務推進計画の説明 各課長が、令和7年9月から同年12月までの業務推進結果及び令和8年1月から同年4月までの業務推進計画について説明した。</p> <p>4 諮問及び答申</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">諮問</th> <th>答申</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">令和8年 伊予警察署 運営目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会情勢に応じた、「目に見える活動」としてのパトロール活動を強化するなど、犯罪の抑止力となる取組を推進していただきたい。 ○ 自治体や関係機関・団体と連携した防犯・交通事故抑止活動を推進していただきたい。 ○ 防犯活動等の情報発信も効果的かつ積極的に行っていただきたい。 </td> </tr> </tbody> </table>	諮問	答申	令和8年 伊予警察署 運営目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会情勢に応じた、「目に見える活動」としてのパトロール活動を強化するなど、犯罪の抑止力となる取組を推進していただきたい。 ○ 自治体や関係機関・団体と連携した防犯・交通事故抑止活動を推進していただきたい。 ○ 防犯活動等の情報発信も効果的かつ積極的に行っていただきたい。
	諮問	答申			
	令和8年 伊予警察署 運営目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会情勢に応じた、「目に見える活動」としてのパトロール活動を強化するなど、犯罪の抑止力となる取組を推進していただきたい。 ○ 自治体や関係機関・団体と連携した防犯・交通事故抑止活動を推進していただきたい。 ○ 防犯活動等の情報発信も効果的かつ積極的に行っていただきたい。 			
	<p>5 意見、質問等</p> <p>【質問】 警察官採用試験の受験倍率はどの程度であるか。 (回答) 区分により異なるが、3倍程度となった区分もある。就職適齢期にある若手に、警察官のやりがい等をアピールするなどして採用試験受験者の確保に努めたい。</p> <p>【質問】 SNS等で暴力行為等の動画が拡散したことによる、被害者、加害者への誹謗中傷対策はどうか。 (回答) 当署では、SNS等における拡散に関する相談は受けていないが、SNS等に起因する相談はある。最近のスマホの普及により小学校高学年でスマホを所持している子供もいる。そこで、市町や学校関係者との連携会議において、スマホによるいじめ及び犯罪防止対策について情報共有をしているほか、各小・中学校において情報モラル教室を開催している。</p> <p>【質問】 交通指導取締りの実施状況はどうか。 (回答) 幹線道路における交通指導取締りだけでなく、可搬式オービスを活用した</p>				

生活道路での速度違反取締りなど、事故抑止に資する交通指導取締りを行っている。

【質問】

翌年高校に進学する中学3年生に対する自転車の安全な利用についての教育の実施状況はどうか。

(回答)

道路交通法の一部改正により、4月から16歳以上の自転車利用者が一定の違反をした場合、反則切符が適用される。

そこで、警察から市町の教育委員会を通じて管内の小中学校に対し、交通事故発生状況や自転車の安全利用についての状況を随時発信するなど、学校を通じて周知に努めている。

また、県警では県内の高校に赴き、全校生徒を対象とした交通安全講話を行っている。

【質問】

道路交通法の改正における生活道路の速度規制について、条件を満たせば時速30km/hとなるが、速度規制標識は必ず設置されるものか。

(回答)

生活道路における速度規制について、必然的に標識が設置されるものではない。

【質問】

青パトは松前町にしかないのか。

(回答)

青パトは12月末現在、伊予市、松前町で7団体、76台登録している。

【質問】

金融機関等では「警察官立寄所」といったプレートを目にすることがある。事業所に立寄所の看板を設置することは可能か。

(回答)

事業所の負担にはなるが、特別警戒立寄所制度の目的に沿わない場合を除き、署長が指定すれば設置可能である。

6 その他

警察署協議会後、犯罪捜査における鑑識技術の取組を説明し、鑑識資料採取を実施した。

【協議会開催状況】



【視察状況】

